

26産労観振第266号
平成26年 6月13日

東京都知事登録旅行業者各位

東京都知事 舩 添 要 一
(公印省略)

改正標準旅行業約款について

このたび、観光庁から、下記について別添のとおり通知がありましたので、ご理解のうえ、遵守してください。

記

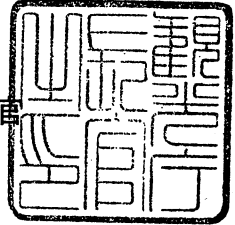
- 1 標準旅行業約款と同一の旅行業約款への変更
- 2 新旅行業約款の設定及び揭示
- 3 新旅行業約款の適用
- 4 事務手続き



観 観 産 第 35 号
平成26年4月21日

都道府県知事 殿

観光庁長官



改正標準旅行業約款について

今般、旅行業法(昭和27年法律第239号。以下「法」という。)第12条の3に基づく標準旅行業約款について、従来の標準旅行業約款(平成16年国土交通省告示第1593号)の一部を改正したところである(平成26年4月21日消費者庁・観光庁告示第1号)。

については、新たな標準旅行業約款に係る下記事項を了知されたい。

また、本件については、別添(写し)のとおり、(一社)日本旅行業協会及び(一社)全国旅行業協会に対し、傘下会員に対する周知徹底方要請したところであるが、同協会非加入の登録旅行業者に対し、下記事項を周知徹底するとともに、その旅行業者代理業者に対しても周知徹底するようよろしく取り計らわれたい。

記

1. 標準旅行業約款と同一の旅行業約款への変更

旅行業者は、旅行業約款を、法第12条の2の認可を受けようとする場合(既に認可を受けている場合を含む。)を除き、改正後の標準旅行業約款(以下「改正旅行業約款」という。)と同一のものに変更すること。

なお、法第12条の2の認可を受けた旅行業約款を使用している旅行業者にあつては、認可を受けた規定以外の規定については、今般の改正旅行業約款の規定を反映させること。

2. 新旅行業約款の設定及び掲示

旅行業者は、旅行業約款を改正標準旅行業約款と同一の旅行業約款(以下「新旅行業約款」という。)に変更する場合には、平成26年6月30日までに行い、平成26年7月1日から、法第12条の2第3項に基づいて、営業所における掲示等を行うこと。

3. 新旅行業約款の適用

新旅行業約款は、平成26年7月1日以降に締結される旅行契約について適用すること。

従って、平成26年6月30日までに締結される旅行契約については、平成26年7月1日以降を旅行の出発日とする場合であっても、従前の旅行業約款を適用すること。

4. 事務手続き

旅行業者は、旅行業約款を新旅行業約款に変更することとした場合には、新旅行業約款に変更したことについて、平成26年7月1日から30日以内に、別記様式による届出を登録行政庁に届け出ること。

なお、法第12条の2の認可を受けた旅行業約款を使用している旅行業者であって改正旅行業約款の規定を反映させた場合にも同様に別記様式により登録行政庁に届け出ること。

標準旅行業約款の改正に伴う事務手続きについて

国通達の「4 事務手続き」に記載の「届け出」については、すべての旅行業者において、以下の手続きが必要になります。提出期間内に提出してください。

記

1 提出書類

別記様式・旅行業約款変更届出書(郵送可)

※約款は提出不要

2 提出期間

平成26年7月1日から30日以内

※6月30日以前の提出は不可

3 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都産業労働局観光部振興課旅行業係

電話(03)5320-4769

標準旅行業約款の一部の改正について(概要)

1. 背景

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第12条の2第1項に規定する旅行業約款については、同法第12条の3第1項に基づき、標準旅行業約款(平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号)を定めているところである。

昨今の旅行業を取り巻く社会情勢の変化に対応した標準旅行業約款のあり方について検討するため、平成23年7月から「標準旅行業約款の見直しに関する検討会」を開催してきたが、平成25年12月に開催された同検討会において、同約款における定義の明確化及び暴力団排除条項を新設することについて合意が得られた。

については、合意事項について標準旅行業約款に反映させるため、所要の改正を行うこととする。

2. 概要

今般改正を行う事項は次のとおり。

(1)「旅行開始後」の定義の明確化

- ① 標準旅行業約款における取消料表において、従来あいまいであった「旅行開始後」の定義について明確化を図り、添乗員等による受付が行われない場合において、最初の運送機関が航空機であるときは、「乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時」とする(その他に、船舶、鉄道、宿泊機関等の場合についても明確化を図る)。
- ② 特別補償規程の適用開始時点となる、航空機に係るサービス提供開始時の定義について、ウェブチェックインが行われている実情を反映させ、明確化を図り、添乗員等による受付が行われない場合において、最初の運送機関が航空機であるときは、「乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時」とする。

(2)暴力団排除条項の新設

- ① 暴力団排除条項を新設し、いわゆる「反社会的勢力」の関係者であることを理由とした旅行契約の締結の拒否や旅行業者による契約解除、特別補償規程補償金の支払いの拒否ができることを可能とする。

3. スケジュール

公 布	平成26年 4月21日
施 行	平成26年 7月 1日

○消費者庁
観光庁 告示第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の三の規定に基づき、標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から適用する。

平成二十六年四月二十一日

消費者庁長官 阿南 久

観光庁長官 久保 成人

募集型企画旅行契約の部第七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条に次の四号を加える。

五 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

六 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

七 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

八 その他当社の業務上の都合があるとき。

募集型企画旅行契約の部第十七条第一項に次の一号を加える。

九 旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

募集型企画旅行契約の部第十八条第一項中第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

募集型企画旅行契約の部第二十条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

募集型企画旅行契約の部別表第一 一 国内旅行に係る取消料の備考欄中「取消料の金額は、契約書面に明示します。」を「(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。」に改め、(一)の次に次のように加える。

(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービス」の提供を受けることを開始した時以降をいいます。

募集型企画旅行契約の部別表第一 二 海外旅行に係る取消料の備考欄中「取消料の金額は、契約書面に明示します。」を「(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。」に改め、(一)の次に次のように加える。

(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービス」の提供を受けることを開始した時以降をいいます。

受注型企画旅行契約の部第七条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の四号を加える。

三 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

四 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

六 その他当社の業務上の都合があるとき。

受注型企画旅行契約の部第十七条第一項に次の一号を加える。

七 旅行者が第七条第三号から第五号までのいずれかに該当することが判明したとき。

受注型企画旅行契約の部第十八条第一項中第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 旅行者が第七条第三号から第五号までのいずれかに該当することが判明したとき。

受注型企画旅行契約の部第二十条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

受注型企画旅行契約の部別表第一 一 国内旅行に係る取消料の備考欄中「取消料の金額は、契約書面に明示します。」を「(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。」に改め、(一)の次に次のように加える。

(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サ

ービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

受注型企画旅行契約の部別表第一 二 海外旅行に係る取消料の備考欄中「取消料の金額は、契約書面に明示します。」を「(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。」に改め、(一)の次に次のように加える。

(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービス」の提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

別紙特別補償規程第二条第三項第二号イ中「搭乗手続の完了時」を「乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時」に改める。

別紙特別補償規程第五条の次に次の一条を加える。

(補償金等を支払わない場合ーその四)

第五条の二 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。

二 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる

こと。

三 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

四 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

別紙特別補償規程第十七条の見出し中「損害補償金を支払わない場合」を「損害補償金を支払わない場合―その一」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(損害補償金を支払わない場合―その二)

第十七条の二 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払わないことがあります。

一 反社会的勢力に該当すると認められること。

二 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

三 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

四 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

五 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

手配旅行契約の部第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条に次の四号を加える。

二 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

三 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五 その他当社の業務上の都合があるとき。

手配旅行契約の部第十四条第一項に次の一号を加える。

三 旅行者が第六条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したとき。

渡航手続代行契約の部第四条第四項を次のように改める。

4 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

一 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

二 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

三 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社

の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四 その他当社の業務上の都合があるとき。

渡航手続代行契約の部第七条第二項中第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 旅行者が第四条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当することが判明したとき。
旅行相談契約の部第三条第四項を次のように改める。

4 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

一 旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき。

二 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

三 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五 その他当社の業務上の都合があるとき。

旅行相談契約の部第五条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(契約の解除)

第五条 当社は、旅行者が第三条第四項第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することがあります。

標準旅行業約款改正対照表・変更部分抜粋

改正後の募集型企画旅行契約約款	現行の募集型企画旅行契約約款
募集型企画旅行契約の部 (契約締結の拒否) 第七条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。 一 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。 二 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。 三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。 四 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。 五 <u>旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。</u> 六 <u>旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</u> 七 <u>旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</u> 八 <u>その他当社の業務上の都合があるとき。</u>	募集型企画旅行契約の部 (契約締結の拒否) 第七条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。 一 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。 二 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。 三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。 四 <u>当社の業務上の都合があるとき。</u> 五 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
(当社の解除権等―旅行開始前の解除) 第十七条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。 一 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。 二 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。 三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。 四 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 五 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。 六 スキーを目的とする旅行における必要な	(当社の解除権等―旅行開始前の解除) 第十七条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。 一 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。 二 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。 三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。 四 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 五 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。 六 スキーを目的とする旅行における必要な

降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

七 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

八 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

九 旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第一項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

3 当社は、第一項第五号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあつては十三日目（日帰り旅行については、三日目）に当たる日より前に、海外旅行にあつては二十三日目（別表第一に規定するピーク時に旅行を開始するものについては三十三日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

（当社の解除権－旅行開始後の解除）

第十八条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

二 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

三 旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

四 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。

2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅

降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

七 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

八 通信契約を締結した場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

2 旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第一項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

3 当社は、第一項第五号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあつては十三日目（日帰り旅行については、三日目）に当たる日より前に、海外旅行にあつては二十三日目（別表第一に規定するピーク時に旅行を開始するものについては三十三日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

（当社の解除権－旅行開始後の解除）

第十八条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

二 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。

2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅

行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし

- 3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

(契約解除後の帰路手配)

第二十条 当社は、第十八条第一項第一号又は第四号の規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

- 2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

別表

別表第一 取消料 (第十六条第一項関係)

一 国内旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(一) 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(ロからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以

行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし

- 3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

(契約解除後の帰路手配)

第二十条 当社は、第十八条第一項第一号又は第三号の規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

- 2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

別表

別表第一 取消料 (第十六条第一項関係)

一 国内旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(一) 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(ロからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以

	内
(二) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

二 海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ハからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起	旅行代金の

	内
(二) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	

二 海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起	旅行代金の

算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びホに掲げる場合を除く。）	50%以内	算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	50%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内	ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(三) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。	(三) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
注 「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。		注 「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。	
備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。		備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	

改正後の受注型企画旅行契約約款	現行の受注型企画旅行契約約款
受注型企画旅行契約の部 (契約締結の拒否) 第七条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。 一 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。 二 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。 三 <u>旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。</u> 四 <u>旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</u> 五 <u>旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</u> 六 <u>その他当社の業務上の都合があるとき。</u> (当社の解除権等―旅行開始前の解除) 第十七条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。 一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。 二 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。 三 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 四 スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。 五 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。 六 通信契約を締結した場合であって、旅行	受注型企画旅行契約の部 (契約締結の拒否) 第七条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。 一 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。 二 <u>当社の業務上の都合があるとき。</u> 三 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。 (当社の解除権等―旅行開始前の解除) 第十七条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。 一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。 二 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。 三 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 四 スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。 五 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。 六 通信契約を締結した場合であって、旅行

者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

七 旅行者が第七条第三号から第五号までのいずれかに該当することが判明したとき。

- 2 旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第一項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

(当社の解除権－旅行開始後の解除)

第十八条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

- 一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- 二 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

三 旅行者が第七条第三号から第五号までのいずれかに該当することが判明したとき。

四 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- 2 当社が前項の規定に基づいて受注型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- 3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

(契約解除後の帰路手配)

第二十条 当社は、第十八条第一項第一号又は第四号の規定によって旅行開始後に受注型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

- 2 旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第一項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

(当社の解除権－旅行開始後の解除)

第十八条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

- 一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- 二 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- 2 当社が前項の規定に基づいて受注型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- 3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

(契約解除後の帰路手配)

第二十条 当社は、第十八条第一項第一号又は第三号の規定によって旅行開始後に受注型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

別表

別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

一 国内旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(一) 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

別表

別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

一 国内旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(一) 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	

二 海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内

二 海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内

ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(三) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。	(三) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。		備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	

改正後の特別補償規程	現行の特別補償規程
別紙 特別補償規程 (用語の定義) 第二条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第二条第一項及び受注型企画旅行契約の部第二条第一項に定めるものをいいます。 2 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたときは、離脱の時から復帰の予定の時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその離脱した時から後は「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対しこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。 3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。 一 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時 二 前号の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、 イ <u>航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時</u> ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時 ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時 ニ 車両であるときは、乗車時 ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時 ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。 4 第二項の「サービスの提供を受けることを	別紙 特別補償規程 (用語の定義) 第二条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第二条第一項及び受注型企画旅行契約の部第二条第一項に定めるものをいいます。 2 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたときは、離脱の時から復帰の予定の時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその離脱した時から後は「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対しこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。 3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。 一 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時 二 前号の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、 イ <u>航空機であるときは、搭乗手続の完了時</u> ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時 ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時 ニ 車両であるときは、乗車時 ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時 ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。 4 第二項の「サービスの提供を受けることを

完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 一 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げた時
- 二 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内からの退場時
 - ロ 船舶であるときは、下船時
 - ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
 - ニ 車両であるときは、降車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
 - ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

(補償金等を支払わない場合—その四)

第五条の二 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- 二 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- 三 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- 四 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(損害補償金を支払わない場合—その一)

第十七条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- 一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 二 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取らせる目的でなかった場合は、この限りではありません。
- 三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事

完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 一 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げた時
- 二 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内からの退場時
 - ロ 船舶であるときは、下船時
 - ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
 - ニ 車両であるときは、降車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
 - ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

(損害補償金を支払わない場合)

第十七条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- 一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 二 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取らせる目的でなかった場合は、この限りではありません。
- 三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事

故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

六 差押え、徴発、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

七 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。

八 補償対象品の自然の消耗、さび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等

九 単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害

十 補償対象品である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

十一 補償対象品の置き忘れ又は紛失

十二 第三条第一項第九号から第十二号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しても、損害補償金を支払いません。

一 地震、噴火又は津波

二 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(損害補償金を支払わない場合—その二)

第十七条の二 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払わないことがあります。

一 反社会的勢力に該当すると認められること。

二 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

三 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

四 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

五 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

六 差押え、徴発、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

七 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。

八 補償対象品の自然の消耗、さび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等

九 単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害

十 補償対象品である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

十一 補償対象品の置き忘れ又は紛失

十二 第三条第一項第九号から第十二号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しても、損害補償金を支払いません。

一 地震、噴火又は津波

二 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

改正後の手配旅行契約約款	現行の手配旅行契約約款
手配旅行契約の部 (契約締結の拒否) 第六条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。 二 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。 <u>二 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。</u> <u>三 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</u> <u>四 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</u> <u>五 その他当社の業務上の都合があるとき。</u> (旅行者の責に帰すべき事由による解除) 第十四条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。 一 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。 二 通信契約を締結した場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。 <u>三 旅行者が第六条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したとき。</u> 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。	手配旅行契約の部 (契約締結の拒否) 第六条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。 <u>一 当社の業務上の都合があるとき。</u> 二 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。 (旅行者の責に帰すべき事由による解除) 第十四条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。 一 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。 二 通信契約を締結した場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

改正後の渡航手続代行契約約款	現行の渡航手続代行契約約款
渡航手続代行契約の部 (契約の成立) 第四条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。 2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。 4 当社は、次に掲げる場合において、<u>渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。</u> 一 <u>旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。</u> 二 <u>旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</u> 三 <u>旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</u> 四 <u>その他当社の業務上の都合があるとき。</u> 5 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約により引き受けた代行業務（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その收受の方法、当社の責任その他必要な事項を記載した書面を交付します。 6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。 7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。	渡航手続代行契約の部 (契約の成立) 第四条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。 2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。 4 当社は、<u>業務上の都合があるときは、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。</u> 5 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約により引き受けた代行業務（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その收受の方法、当社の責任その他必要な事項を記載した書面を交付します。 6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。 7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(契約の解除)

第七条 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することがあります。

一 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。

二 当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めたとき。

三 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第四項の費用を所定の期日までに支払わないとき。

四 旅行者が第四条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当することが判明したとき。

五 第三条第一号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないおそれが極めて大きいと当社が認めるとき。

3 前二項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び前条第四項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

(契約の解除)

第七条 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することがあります。

一 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。

二 当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めたとき。

三 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第四項の費用を所定の期日までに支払わないとき。

四 第三条第一号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないおそれが極めて大きいと当社が認めるとき。

3 前二項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び前条第四項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

改正後の旅行相談契約約款	現行の旅行相談契約約款
旅行相談契約の部 (契約の成立) 第三条 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。 2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。 4 当社は、次に掲げる場合において、<u>旅行相談契約の締結に応じないことがあります。</u> 一 旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき。 二 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。 三 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。 四 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。 五 <u>その他当社の業務上の都合があるとき。</u> (契約の解除) 第五条 当社は、旅行者が<u>第三条第四項第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することがあります。</u> (当社の責任) 第六条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して六月以内に当社に対して通知があったときに限ります。 2 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがって、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの	旅行相談契約の部 (契約の成立) 第三条 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。 2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。 4 当社は、<u>業務上の都合があるとき又は旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるときは、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。</u> (当社の責任) 第五条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して六月以内に当社に対して通知があったときに限ります。 2 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがって、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの

提供をする契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

提供をする契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。